11月30日は「年金の日」!!

厚生労働省では、「国民お一人お一人が、「ねんきんネット」等を活用 しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として11 月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を 確認し、将来の生活設計について考えてみませんか?

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンからいつでも年金 情報を手軽に確認できるサービスです。

ご自身の年金記録の確認はもちろん、将来の年金見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターン の試算をすることもできます。また、マイナポータルと連携することで、国民年金保険料の口座振替申出等の 電子申請や確定申告で利用可能な控除証明書等の電子データの取得ができます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧下さい。

※日本年金機構ホームページ (ねんきんネット) → https://www.nenkin.go.jp/n_net/



~国民年金の免除制度をご利用ください!~

無職や失業、パートなどで収入が少なくなり、国民年金の掛け金を納めるのが困難な時、申請して承認さ れると掛け金が免除される制度があります(免除期間は翌年の6月まで)。免除には「全額免除」・「3/4免 **除」・「半額免除」・「1/4免除」**の4種類の保険料免除制度と50歳未満の方に限定される**「納付猶予制度」・** 学生の方に限定される「**学生納付特例**」があります。

・保険料免除・納付猶予の承認基準(所得の基準)は以下のとおりです。

(前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること)

- ★【保険料免除制度】申請者本人・その配偶者・世帯主の前年所得により審査されます。
 - ●全額免除→(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
 - 3 / 4 免除→8 8 万円+扶養親族等控除額+社会保険料等控除額等
 - ●半額免除→128万円+扶養親族等控除額+社会保険料等控除額等
 - 1 / 4 免除→1 6 8 万円+扶養親族等控除額+社会保険料等控除額等
- ★【納付猶予制度】申請者本人・その配偶者の前年所得により審査されます。
 - 納付猶予→(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円(※)
- ◇上記「扶養親族等控除額」「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告された金額なので、源泉徴収票・ 確定申告控等でご確認ください。
- ※「全額免除」以外は、所定の掛け金を納めなければ、未納扱いとなりますので、必ず納めましょう。
- ※申請月の2年1ヶ月前までしか、さかのぼって申請することができませんので、申請したい方は早めに届出しましょう!
- ◎季節労働者の方が冬期間離職となり、厚生年金が喪失する場合、60才前であれば国民年金1号被保険者へ の変更となります。扶養していた配偶者も一緒に強制変更となります。

失業により申請される場合は、離職中であることを証明できるもの(雇用保険受給資格証や離職票など)を お持ちください。

ぜひご利用下さい! マイナンバーカード(署名用電子証明書が搭載されている)をお持ちの方は、スマートフォ ン等からマイナポータルで免除申請手続きなどの電子申請ができます。いつでもどこでも届出ができ便利!

国民年金保険料は忘れずに納めましょう! = 年金は世代と世代の支え合い =

お問い合わせ先

- (TEL 2 - 2453)· 町民課戸籍医療年金係
- ·函館年金事務所 (TEL 0138-31-9086)

(有料広告) こん募集しています

【資格のある方、家族的な雰囲気の中で一緒に保育しませんか】※勤務時間、相談に応じます

いずみ保育園 みんなちがって 宗教法人乗蓮寺 3 00 みんないい♡ お気軽にお問い合わせください。☎2-3592